

(様式3) 情報提供用シート 西和賀町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月29日	<p>1 一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について</p> <p>① 本国道(川尻・当楽間)の事業促進と早期開通を図ること</p>	<p>一般国道107号(以下「本国道」という。)は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等によって、西和賀町大石地区で山側法面に変状が確認(箇所①)され、土砂崩落等の恐れが強まったことから、全面通行止めの措置がとられておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力と国関係者のご協力、ご高配を賜り、応急盛土、仮橋架設などにより令和4年11月30日に1年9カ月振りに開通いたしました。改めまして関係機関各位には感謝申し上げますところであります。</p> <p>本国道は、岩手県と秋田県を東西に結ぶ物流路線となっているほか、県境を越えた経済活動や文化・観光振興などの面で極めて重要な役割を果たしております。</p> <p>とりわけ西和賀町民にとっては、本国道を利用して生活圏となっている北上市等への通勤や通院、買い物など、日常生活を送るうえで必要不可欠な最も重要な道路であります。</p> <p>加えて北上・横手間においては、並行する秋田自動車道の緊急時等の代替路として、お互いが補完し合う機能を担っています。</p> <p>本国道は、平成27年3月にも今回の現場近くで大規模な土砂崩落が発生(箇</p>	<p>一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、これまでに、錦秋湖を横断する仮橋の設置工事や、トンネル築造工事に先駆けて必要となる橋梁下部工工事が完成したところです。また、トンネル築造工事については、令和5年7月から掘削を開始したところです。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A:1

所②) し、約 8 カ月間もの長期にわたって全面通行止めとなった経緯があります。平成 27 年の土砂崩落箇所と今回の災害箇所を含む西和賀町川尻から当楽までの区間には、地滑り地形が数多く分布(図表 1 参照)しているうえに、急カーブ(箇所⑤)や大型車両とのすれ違いが難しい狭隘なトンネル(箇所④)もあり、加えて冬季にはたびたび雪崩が発生(箇所③)するなど危険箇所が多く、極めて脆弱な道路環境下に置かれています。

特に大荒沢トンネルは、昭和 39 年に竣工した湯田ダム建設に伴う国道の付け替え工事によって築造されたトンネルであり、老朽化が進んでいるうえ、当時の設計基準による幅員のため、車両が大型化した現在では、安全な通行に支障が生じているのみならず、冬季には大型車両のスタック等による渋滞発生や通行止めの原因となっている状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今回の災害復旧事業が完了した後であっても、将来にわたり安心・安全な道路交通が保障されるわけではなく、依然として通行止め等のリスクを抱えている状況に変わりはありません。

また、代替路である秋田自動車道の北上・横手間は、ほぼ片側 1 車線であるため、事故や特に冬期間の積雪による通行止めのリスクが高く、緊急時等における一般道との相互補完機能が発揮され

		<p>ていない状況に置かれています。</p> <p>以上のことから、先に閣議決定されている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る次の事項の実現について強く要望いたします。</p> <p>① 本国道（川尻・当楽間）の事業促進と早期開通を図ること</p> <p>今般採択されたトンネルによる災害復旧事業の実施に当たっては、継続的に予算確保を図ることで、工事の完成を可能な限り前倒していただき、供用開始時期を早められるよう特段のご尽力、ご配慮をお願いいたします。</p>				
8月29日	<p>1 一般国道107号（川尻・当楽間）の改良整備促進について</p> <p>② 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと</p>	<p>② 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと</p> <p>川尻・当楽間になおも残存する危険箇所や狭隘なトンネル等を含む区間、数多く分布している地滑り地形などへの根本的な対応方針を網羅したグランドデザイン（将来構想）を提示いただき、地域住民や道路利用者が将来にわたり安心して安全な道路交通を見通すことができるよう関係機関の特段のご理解、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>国道107号川尻・当楽間については、令和3年度に斜面の調査を行いました。併せて、令和4年度に雪崩痕跡調査を実施しましたが、早急に雪崩対策を実施する必要性が低いことを確認しました。</p> <p>また、西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、仮橋の設置工事や、トンネル築造工事に先駆けて必要となる橋梁下部工工事が完成しており、令和5年7月からトンネルの掘削を進めているところです。</p> <p>国道107号については、引き続き、定期的な道路パトロールや施設点検などを通じ、安全な通行の確保に努めていきます。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

			<p>なお、国道 107 号と秋田自動車道が一体となって機能することが重要であることから、秋田自動車道の 4 車線化の整備促進について、引き続き国に働きかけていきます。(C)</p>			
8 月 29 日	2 道路除雪に係る県と町の意見交換や協議の場の継続設定について	<p>道路除雪に関する意見交換等について、令和 4 年度に場の設置がなされ、岩手県、西和賀町において事務レベルの協議が進められたことに感謝申し上げます。</p> <p>当町の除雪体制は、昨年度から一部について建設業者等への委託化を進めた結果、直営除雪員 40 名、委託事業者除雪員 6 名と一昨年度 44 名体制から若干の改善が図られました。しかし、直営除雪員の高齢化は顕著で、平均年齢は 58.8 歳となっており、70 歳代が 8 名、60 歳代が 17 名と全体の 62.5%を占めている状況です。昨今の人口減少による人手不足、少子高齢化による除雪員の高齢化はより深刻さを増しており、町道はもとより国道、県道の除雪業務を維持していくうえで大きな懸念が生じております。</p> <p>今後は、委託化をさらに推し進め、除雪技術のノウハウを民間レベルに移譲しつつ、地元建設業者等が構成員となる道路除雪を軸とした包括的な受け皿づくりを検討しております。</p> <p>つきましては、今後も当町の実情をご賢察いただき、問題意識を共有し、町内等しく道路除雪サービスを提供可能とするため、国道、県道及び町道の一括し</p>	<p>冬期交通の安全確保に向けた除雪体制の構築に当たっては、県においても除雪オペレーターの確保・育成が喫緊の課題と認識しています。</p> <p>これまで県道と町道の路線交換による連携除雪に取り組んでいるところですが、引き続き、効率的かつ効果的な除雪体制の構築を図るため、貴町と意見交換などを行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

		た冬期道路確保対策について、意見交換や協議の場を継続して設けていただくことに加え、町の新たな検討案件へのご理解、ご指導について要望いたします				
8月29日	3 主要地方道盛岡横手線(県道1号)の道路整備促進について	<p>主要地方道盛岡横手線(県道1号)は、盛岡市から当町を經由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、当町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもあります。</p> <p>本路線は、一般国道46号から同107号經由し、一般国道13号を結ぶ主要路線ともなっており、距離的な利便性から大型トラックも物流路線として通行する車輦が増加し、緊急時には迂回路としても重要な路線として位置づけられています。</p> <p>また、当町では、岩手県と秋田県の県境に隣接する6市町村の連携による「岩手と秋田のまんなか旅」に参加し、広域による観光情報の発信に取り組んでいるところです。この効果として本路線を經由して一般国道46号を通り田沢湖や角館方面、国道107号を通って横手市や湯沢市方面に向かう観光者も多く、観光面でも大きな役割を果たしているところです。</p> <p>そのため、本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会(会長:西和賀町長)において整備促進を要望しているところであり、岩手県においてはこの間、継続的に道路改良に取り組んでいただいているところですが、依然</p>	<p>主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和2年度に「泉沢工区」として事業化したところであり、令和5年度は、引き続き、用地取得を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A:1

		<p>として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点から特にも泉沢地区の安全対策に係るバイパス化による事業を早期に完成するよう要望いたします。</p>				
8月29日	<p>4 主要地方道花巻大曲線(県道12号)の改良整備促進について</p> <p>① 小倉山の2工区の早期完成</p>	<p>主要地方道花巻大曲線は、岩手県花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。</p> <p>税務署や法務局、中部保健所など西和賀町を所管する国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線や空港利用など、町民が花巻市へ出向く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されております。</p> <p>また一般国道107号は、令和3年発生の地滑り災害と平成27年発生の土砂崩落によって、いずれも長期間に及ぶ全面通行止めを余儀なくされた過去があり、本路線の迂回路となるべき同国道の脆弱性が指摘されております。あらためてダブルネットワークの必要性、重要性に鑑み、次のとおり本路線の改良整備を要望いたします。</p> <p>① 小倉山の2工区の早期完成</p> <p>花巻～沢内間のうち、最後の未供用区間となっている小倉山の2工区は、令和5年1月にはトンネル築造工事が完了し、供用開始に向け舗装・設備工に着手されておりますが、西和賀で収穫された農産物等を花巻市内の加</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。</p> <p>残る約1.5kmについては、令和元年11月に川舟トンネル(4号トンネル)西側の橋梁が概成し、令和5年1月にトンネル築造工事、同11月にトンネル内舗装工事が完了しました。引き続き、舗装やトンネル内の非常用設備などの工事を実施しており、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A:1

		工施設や南花巻温泉峡の宿泊施設へ搬入している農家も多く、安全で安心して通行できるよう一日も早く工事を完成していただくと共に供用開始させること。				
8月29日	4 主要地方道花巻大曲線(県道12号)の改良整備促進について ② 未改良区間の早期事業化について	② 未改良区間の早期事業化について 西和賀側 2.4km と花巻 0.9kmの未改良区間について通年通行に向けた早期事業化を図ること。特に西和賀側について、昨年度事業採択となっている県営川舟地区土地改良事業と一体で整備が図られるよう所要の調整を行うこと。	未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月29日	4 主要地方道花巻大曲線(県道12号)の改良整備促進について ③ 笹峠工区の工事再開	③ 笹峠工区の工事再開 秋田県境に位置する笹峠工区については、平成20年度以降、岩手・秋田両県で工事を休止している状況であり、平成29年から毎年工事再開を求める要望書を岩手県に提出しています。岩手県側800mと秋田県側1,740mの工事を再開すること。	笹峠工区の未改良区間(岩手県側800m、秋田県側1,740m)の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月29日	5 秋田自動車道の4車線化の促進及び北上JCT江刺	秋田自動車道は、開通以後、日本海と太平洋を高速で結ぶ重要路線として利用されており、年間を通して安全・安心な生活を送るためには欠かせない路線となっております。 現在、秋田自動車道はこのように重要	県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の推進が必要と考えています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道「北上西IC～横手IC」	県南広域振興局	土木部	B : 1

	<p>田瀬 I C 間の直線化整備について</p> <p>① 北上西 I C ～横手 I C 間の早期着工と完成、北上 J C T ～大曲 I C 間の全線 4 車線化</p>	<p>な役割を果たしているにもかかわらず、現状は、北上 J C T ～大曲 I C 間は片側一車線の対面通行の暫定二車線となっており、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的に大きな課題が顕著化している状況にあります。</p> <p>このような中、平成 31 年 3 月に「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の一環として、湯田 I C ～横手 I C 間の約 7. 7 km、令和 2 年 3 月には山内 P A ～横手 I C 間約 7. 7 km が事業化されていたところに加え、令和 3 年 3 月には北上西 I C ～湯田 I C 間 19. 5 km が「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合対策」に基づき事業化されたことは大変喜ばしいこととあります。</p> <p>また、秋田自動車道を含む東北横断自動車道釜石秋田線については、円滑な物流確保、広域な周遊拡大を図ることが必要と考えられますが、現状は北上 J C T から花巻 J C T まで大きく迂回するルートであるため移動ロスが生じております。</p> <p>以上のことから次のとおり要望いたします。</p> <p>① 秋田自動車道の事業化されている北上西 I C ～横手 I C 間の早期着工と完成、さらには北上 J C T ～大曲 I C 間の全線 4 車線化について、国等への働きかけを強めていただくこと。</p>	<p>等の暫定 2 車線区間の 4 車線化を推進するよう要望したところであり、4 車線化が図られるよう、引き続き国等に働きかけていきます。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--	--



8月29日	<p>5 秋田自動車道の4車線化の促進及び北上JCT江刺田瀬IC間の直線化整備について</p> <p>② 東北横断自動車道釜石秋田線の北上JCT江刺田瀬IC間の整備の位置付けについて</p>	<p>② 東北横断自動車道釜石秋田線の北上JCT江刺田瀬IC間の整備について、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク計画）に位置付けること。</p>	<p>東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬ICから花巻JCTまでの区間は、現在、暫定2車線となっておりますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。</p> <p>また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。（C）</p>	県南広域振興局	土木部	C：1
8月29日	<p>6 道の駅「錦秋湖」の移転について</p>	<p>道の駅「錦秋湖」は、一般国道107号の地すべり災害により、一昨年5月から長期の休業を余儀なくされておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力により、昨年11月30日に仮橋を含む迂回道路の供用開始により同日から営業が開始されました。改めまして関係各位には感謝申し上げます。</p> <p>一般国道107号においては、同地すべり付近で平成27年にも大規模な土砂崩落が発生し、今回同様に長期の休業に追い込まれた経緯があり、町の経済活動に</p>	<p>道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興や安全の確保に寄与することを目的とした、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を併せ持つ施設です。</p> <p>道の駅錦秋湖は、道路管理者である県が駐車場、トイレ、道路情報提供施設、休憩施設を、町が地域振興施設を整備する一体型として設置し、これまで多くの道路利用者にサービスを提供するなど、その機能を発揮し大きな役割を果たしてきたと認識しています。</p>	県南広域振興局	土木部	C：1

		<p>も大きな影響が及んだところでは、「国立研究開発法人防災科学技術研究所」による、錦秋湖周辺の地すべり地形分布によると、同路線の多くが地すべり地帯であることが明らかとなっており、今後も同様の災害が起こりえる可能性が高いと考えております。</p> <p>一方で、当町が取り組んでいる6次産業の推進に当たっては、産業間連携による「西和賀ブランド」の確立と交流拠点施設の整備が喫緊の課題となっており、昨年9月に西和賀町産業間連携推進会議から「ヒト・モノ・コトが交流する新たなにぎわい拠点の設置」について提言がなされ、生産者や利用客がアクセスしやすく、より交通量が見込まれる立地条件下での事業展開に大きな期待が寄せられているところです。</p> <p>このような状況を踏まえ、当町としては、道の駅錦秋湖の移転が必要との判断に傾いておりますが、同施設は、町と道路管理者である岩手県が連携して整備を行った「一体型」の施設であることから、移転に当たっては岩手県のご理解とご協力が必要不可欠でありますので、県当局の特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>このような中、令和3年5月に大石地区で発生した地すべり災害により国道が通行止めとなり、町の物産とレストランからなる地域振興施設は休業していましたが、令和4年11月30日の仮橋を含む迂回路の供用開始とともに営業を再開し、かつての賑わいが戻りつつあります。県としては、国道の通行再開後の新たな課題に向けて、今後も貴町と連携し取り組んでいきます。</p> <p>なお、道の駅の移転については、今後の道路利用者の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、総合的に検討し判断していくことが必要と考えています。(C)</p>			
8月29日	7 JR北上線の維持・存続について	<p>JR北上線を含むJR東日本管内の赤字ローカル線を巡っては、昨年同社が利用の特に少ない35路線66区間の収支を公表しました。また、令和5年4月には地域公共交通の再構築に向けた関連</p>	<p>JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけでなく、地方における観光振興、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っていると考えています。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

法が国会で成立したことにより、赤字ローカル線の廃線の動きが加速していくのではないかと、沿線地域では鉄道の存続に対する不安が生じております。

当町にとってJR北上線は、通勤・通学や通院、買い物など、住民の日常生活に欠くことのできない地域交通であるとともに、首都圏や仙台圏に通じる交通手段でもあり、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等、重要な役割を担っております。

同線は、広域的な交流や産業活動の活性化、定住人口の維持・拡大等を図るうえで、重要な基盤となっており、今後も、奥羽本線と東北本線・東北新幹線をつなぐ動脈として、同線の果たす役割は極めて大きく、路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれています。

つきましては、次の4点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。

- ① 鉄道ネットワークを国の交通施策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
- ② JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経緯に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。

このため、令和4年11月8日には県・沿線自治体による「JRローカル線維持確保連絡会議」を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性について認識を共有したところであり、同年12月16日にはJR東日本、国等に対して鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところです。

令和5年6月14日に行った令和6年度政府予算等に係る提言・要望等においても、先の要望と同様に、国に対し、①国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、③黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しているところです。

県としては、今後も、引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持及び利用促進のための取組を行ってまいります。(B)

		<p>③ 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、路線ごとに採算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。</p> <p>④ 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。</p>				
8月29日	<p>8 生活交通バス路線運行維持対策について</p> <p>① 県単補助事業の継続</p>	<p>本町では、令和3年3月末をもって民間事業者の路線バスが全廃となったことから、同年4月以降は町が主体となって運行を維持しております。</p> <p>人口減少や少子化等の影響により路線バスを取り巻く環境は年々厳しくなる中、高校生の通学や運転免許を持たない地域住民にとって貴重な交通手段であることには変わりなく、バス路線の維持は町の重要な課題となっております。</p> <p>また、本町は、高齢化率が県内一高く、民間のタクシー事業者も少ない交通事情であることから、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、次の事項を実現されるよう要望いたします。</p> <p>① 県単補助事業の継続</p> <p>県単補助「人口減少対策路線確保事業」について、令和6年度以降も事業の継続をすること。</p>	<p>県では、令和4年度に、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会において、補助制度の在り方について検討を行い、令和5年度から、国庫・県単補助路線の補助要件を満たせなくなった路線について、市町村が子育て・通学・通院のいずれかに資する代替交通を確保する場合に補助する「人口減少対策路線確保事業」を創設したところです。</p> <p>今年度も引き続き、地域内公共交通構築検討会において、補助制度の継続も含め、必要な支援の在り方について検討を進めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
8月29日	<p>8 生活交通バス路</p>	<p>② 市町村が行う交通手段確保施策への支援</p>	<p>県では、令和5年度から「人口減少対策路線確保事業」を創設し、国庫・県単補助</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>線運行維持対策について</p> <p>② 市町村が行う交通手段確保施策への支援</p>	<p>市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること。</p>	<p>路線の補助要件を満たせなくなった路線について、市町村が子育て・通学・通院のいずれかに資する代替交通を確保する場合に補助することとしたところです。</p> <p>また、「地域公共交通活性化推進事業費補助」により、市町村が行うコミュニティバス等の実証運行や地域公共交通計画の策定等に対し補助を行うとともに、市町村からの要請に応じ、計画策定や地域公共交通の再編等について助言を行う有識者を派遣するなど、財政面のみならず技術面での支援についても継続的に実施しているところです。</p> <p>なお、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図ることができるよう、必要な支援を行っていきます。(B)</p>	局		
8月29日	9 農業、畜産業におけるエネルギー価格・物価高騰等に関する支援について	<p>令和4年2月にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生して以来、長引く新型コロナウイルスの影響、急激な円安・ドル高と相まってエネルギーや食品をはじめとする物価高騰に国民生活が振り回されてまいりました。</p> <p>農業、畜産業においても例外ではなく、農業生産において必要不可欠な肥料、農薬等の生産資材価格の高騰、トラクター、コンバインなど農業機械を動か</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。</p> <p>農業生産資材の価格は低下傾向にあるも</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>すために必要な燃油の高騰等により、経営は大きく圧迫されております。</p> <p>この状況が続くと、農業者の生産意欲が減退し、経営を断念する者が相次いで発生することが懸念されます。これにより、農地の維持・管理が困難になり、荒廃農地が増加することが予想されます。</p> <p>国や県におかれましては、エネルギー価格・物価高騰等策等に対し、各種対策を講じていることは承知しておりますが、農業、畜産業の経営を支えるため、更なる支援を要望いたします。</p>	<p>の、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。</p> <p>このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。</p> <p>(B)</p>			
8月29日	<p>10 水田活用の直接支払交付金制度の適切な運用について</p> <p>① 生産現場の実態や課題を十分に踏まえた対応に努めること</p>	<p>水田活用の直接支払交付金制度の内容が見直され、令和4年度から実施されることとなりました。今後制度運用の見直しが行われることとされておりますが、今回の制度変更は現場に大きな混乱をもたらし、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの問題が発生することが懸念されております。</p> <p>そこで具体的に次の3点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>① 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることで、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念される状況に変わりはない。制度の運用に当たっては、生産現場の実態や課題を十分に踏まえた対応に努めること。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう要望しています。</p> <p>また、5年に一度の水張については、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望しており、引き続き、国に対し必要な対策を講ずるよう求めています。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
8月29日	<p>10 水田活用の直接支払交付</p>	<p>② 交付対象水田を畑地化した場合、畑地化により交付金の対象から外れる農地について、恒久的な支援策が示さ</p>	<p>県では、国に対し、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>金制度の適切な運用について</p> <p>② 農家が安心して農業生産に取り組むことができるよう、恒久的、具体的な対策を示すこと</p>	<p>れていない。当町においては、転作物としてのそば、大豆の生産面積が年々拡大しているが、農家が安心して農業生産に取り組むことができるよう、恒久的、具体的な対策を示すこと。</p>	<p>単価を維持したうえで、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところです。</p> <p>また、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の修得や、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきます。(B)</p>			
8月29日	<p>10 水田活用の直接支払交付金制度の適切な運用について</p> <p>③ 永年性牧草をはじめとする自給飼料増産対策に対する支援の枠組みを水田対策から畜産対策へ変</p>	<p>水田活用の直接支払交付金制度の内容が見直され、令和4年度から実施されることとなりました。今後制度運用の見直しが行われることとされておりますが、今回の制度変更は現場に大きな混乱をもたらし、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの問題が発生することが懸念されております。</p> <p>そこで具体的に次の3点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>③ 永年性牧草に取り組む多くの畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回の見直しで交付金が削減されたことに加え、令和8年度までに水張りを一度も行わない水田については、交付金の対象から外すとの方針が示されたことで、賃貸借契約</p>	<p>県では、国に対し飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充するよう要望しているところです。</p> <p>また、県では、これまで、自給飼料の生産拡大に向け、国庫補助事業等による飼料基盤の整備や、水田を活用したホールクロップサイレージや、飼料用米、子実用とうもろこしの生産を推進しているところです。</p> <p>今後も、水田をはじめとする本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	更を行った上で、恒久的な対策を講じること	の継続、畜産経営全般に影響が及んでいる。については、永年性牧草をはじめとする自給飼料増産対策に対する支援の枠組みを水田対策から畜産対策へ変更を行った上で、恒久的な対策を講じること。				
8月29日	11 日本型直接支払推進交付金関係予算確保及び制度の拡充について 1 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について	<p>水田は、農作物の生産機能のみならず、自然災害時においては巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう水田機能を維持することが重要です。</p> <p>当町は、岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。当町の水田は、大概在り200mから450mまでの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。</p> <p>中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約1,577haのうち約73.2パーセントの1,155haですが、対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっております。</p> <p>また、当町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、早ければ10月から雪解けの遅い時は5月まで雪があり、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考えられます。</p> <p>以上のことから、当町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国に対して</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である岩手県では、極めて重要な施策であると認識しております。</p> <p>対象農用地等の見直しについては、県内の取組や地元負担の状況、他都道府県の動向なども注視しながら、必要に応じ国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B:1



		強く働きかけていただくよう要望いたします。				
8月29日	11 日本型直接支払推進交付金関係予算確保及び制度の拡充について 2 多面的機能支払交付金の資源向上対策(長寿命化)の予算確保について	<p>当町においては、32の活動組織が農業環境の向上のため、資源向上対策(長寿命化)に取り組んでおります。</p> <p>近年、資源向上対策(長寿命化)に対する予算配分が減少(令和3年度は計画対比約62.5%、令和4年度は計画対比約49.2%の配分にとどまった。)しているため、計画の達成が大きく遅れております。</p> <p>つきましては、計画の早期達成の観点から必要な予算の確保を要望いたします。</p>	<p>多面的機能支払交付金に係る令和5年度の国の配分は、要望額の77%となっております。</p> <p>要望額に満たない場合には、国の指導に基づき、農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)に満額交付し、資源向上支払(長寿命化)については残額で対応しています。</p> <p>県では、国に対し、令和5年6月14日に“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を強く要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B:1
8月29日	12 地域医療の確保と医師対策について	<p>当町は、県内では最も高齢化が進行しており、住民の生命と健康を守るため、地域医療の確保が行政運営上の極めて大きな課題となっております。</p> <p>現在の町立病院の医師体制は、県医師派遣をしていただき常勤医3名、非常勤医1名の診療体制を維持してきておりますが、常勤医のうち1名は定年年齢の引き上げを行い勤務されている状況にあります。</p> <p>現在、奨学金養成医師の派遣もいただき、外来診療及び当直業務の一部を担っていただいておりますが、一般診療、入院管理、人工透析、訪問診療、介護福祉</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。</p> <p>自治医科大学養成医師については、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。令和5年4月からは、新たに1名の内科医師の</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

		<p>施設の診療、町から委託されている人間ドックをはじめとする各種健診、休日・夜間の日当直、さらには各種感染症の対策など、非常に多くの業務をこなしており、常勤医師への過重負担が懸念されております。さらに、町内で唯一の入院機関であり、地域での役割はより一層重要になっております。</p> <p>町独自の奨学金による医師養成にも取り組んでおり、昨年、臨床研修を修了し、現在、県立中部病院に勤務する医師が1名おりますが、今後、地域の小規模病院に勤務可能となるまでには長い期間を要するため、即効的な対策とは言えない状況にあります。</p> <p>つきましては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置に対し特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p> <p>また、看護師のほか、薬剤師、臨床放射線技師等のコメディカルスタッフの確保にも大変苦慮している状況であり、地域医療の維持・継続のため、医師と同様の確保対策について検討がなされることを要望いたします。</p>	<p>配置を行いました。</p> <p>奨学金養成医師については、今年度も引き続き西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。</p> <p>今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。</p> <p>また、看護職員についても、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づく、看護職員修学資金等による人員の確保と県内への定着、ナースセンターによる再就業の支援等に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給があり、今後もその傾向が続くものと見込まれておりますが、地域偏在や勤務業態による偏在も大きいことが指摘されていることから、状況を注視してまいります。</p> <p>(B)</p>			
8月29日	13 地域医療情報ネットワークへの関与について	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「I</p>	<p>県では医療の高度化及び地域間格差の是正、さらには高度医療機関が有する機能の地域医療機関への波及・普及促進を図るために、岩手医科大学と地域中核病院間とを連携したテレビ会議システムとして、「いわて医療情報ネットワークシステム」、「小児</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>CTの活用」が重要とされています。</p> <p>岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。</p> <p>いわて中部ネットは、東北六県で唯一県内全域連携したネットワークが存在しない岩手県において社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と2次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国医療情報プラットフォームの基礎として持続的な運営が求められています。</p> <p>しかしながら、施設側の参加は任意となっており、近年はコロナ禍及び物価高騰等の厳しい社会情勢もあり、使用料負担軽減のため、施設の退会が生じている状況です。いわて中部ネットの運営に当たっては、圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少していく見込みであった支援は恒常的なものとなる可能性があります。</p> <p>つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくと共に、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>周産期医療遠隔支援システム」及び「遠隔病理画像診断システム」のほか、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」を整備し、運用してきたところです。</p> <p>さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行ってまいります。（B）</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県</p>			
--	--	---	--	--	--	--

			としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。(B)			
8月29日	14 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の確保について	<p>岩手県立西和賀高校は、「地域社会の発展に広く貢献できる人材の育成を目指す」ことを教育目標とし、1学年・1学級校ではありながら、全学年2学級を実現し少人数指導、習熟度別学習を実現し国公立大学等への一定数の進学や就職により「進路希望100%実現」を継続するなど、キャリア教育において確かな実績を積み重ねてきております。</p> <p>また近年では、北上市内の中学校からの入学者が増えてきておりますが、これは同校のきめ細かな指導に加え、多様な生徒を受け入れる地域の包容力が評価されたものであり、同校が広域的に果たしている役割は決して小さいものではないと考えます。</p> <p>更に、令和4年度からは県外募集（西和賀ふるさと留学生制度）を開始するなど、町への定住人口や関係人口増を目的とする新たな取組にも着手しています。</p> <p>「新たな県立高等学校再編計画」が平成28年3月に策定され、同校は特例校として維持されることになりましたが、平成30年度から普通科2学級が1学級となり、これに伴う教職員数が減少することにより、これまで同校で実施してきた指導体制の継続が困難となっております。</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。</p> <p>西和賀高校においては、「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」など、学校の実情を考慮し、教育の質を維持できるよう加配を行っているところです。今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行ってまいります。(B)</p> <p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。同計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしています。</p> <p>加えて、県教育委員会では、令和4年度からすべての県立高校を対象として「いわたの高校魅力化・ふるさと創生推進事業」を実施しており、地域との連携・協働体制</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B：2

	<p>当町としては、確かな実績を持つ同校を、中学生から積極的に選択される魅力を備えた学校として存続させるため、学校と地域が一丸となって町内外からの入学希望者の確保に取り組んでまいります。</p> <p>つきましては、生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている、現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる西和賀高校の教職員数の増員・加配等支援確保について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>の充実や同校の魅力化の促進に取り組んでおります。</p> <p>同事業による取組と貴町からの西和賀高校への様々な支援が、同校の生徒確保につながるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していく他、今後とも、地域と意見交換を行いながら、同校の魅力づくりや教育の質の確保、地域で活躍する人材育成等について、連携して取り組んでいきたいと考えています。(B)</p>			
--	---	--	--	--	--